

平成 19 年 7 月 27 日

各位

アルゼ株式会社

訴訟提起のお知らせ

当社は、平成 19 年 7 月 27 日、東京地方裁判所に対し、下記のとおりサミー株式会社及び株式会社 SNK プレイモアを被告とし、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 14 号において規定される競争者営業誹謗行為に対する損害賠償として、同法第 4 条に基づいて各金 10 億円を請求する訴訟を提起いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 訴の内容及び訴訟提起に至った経緯

訴の内容は、平成 14 年 4 月末から同 15 年 1 月頃までの間に、サミー株式会社(以下「サミー」という)代表取締役里見治及び株式会社 SNK プレイモア (以下「プレイモア」という) 取締役川崎英吉 (以下「川崎」という) において、両社の業務に関し、共謀のう え、株式会社鹿砦社代表取締役松岡利康(以下「松岡」という)と相謀り、当社の営業上の信用を害する虚偽の事実を記載した書籍を出版、頒布したとするものであります。

すなわち、両名は、松岡に多額の金銭を供与するなどして、同年 4 月 10 日、「アルゼ王国の闇 巨大アミューズメント業界の裏側」と題する書籍を出版させた上、これを一般書店において販売させると共に、同書籍の相当数を買上げ、全国のパチンコホール、各都道府県警察生活安全関係部署のほか、業界団体や関係者等に無償配布したとするものであります。

また、プレイモアの川崎は、当社及び当社役員等を誹謗中傷する書籍の続編を平成 15 年 9 月 10 日、同 16 年 3 月 1 日及び同 17 年 3 月 25 日と立て続けに株式会社鹿砦社から出版させたうえ、その相当数を買上げ、関係業界団体や関係者に無償配布し、当社の営業上の利益を侵害したとするものであります。

これらの事実は、松岡の名誉毀損罪刑事事件の審理過程において判明したものであります。

このようなサミーとプレイモアの行為は、市場における公正な競争を著しく阻害するのみならず、その手段としても卑劣且つ不正なものであって当社としては到底看過し難く、この度の訴訟を提起するに至ったものであります。

2 業績への影響

本件訴訟は、今後の業績に影響を与えるものではありません。

3 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、訴訟の進展に応じて判明次第お知らせいたします。

以上